

ショートステイサービス料金表

減免2段階の方

要介護度	支援1	支援2	1	2	3	4	5
サービス利用料金	5,148円	6,288円	7,112円	7,868円	8,636円	9,392円	10,126円
うち、介護保険から 給付される額	4,633円	5,659円	6,401円	7,081円	7,772円	8,453円	9,113円
サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	515円	629円	711円	787円	864円	939円	1,013円
居室に係る自己負担額	370円						
食事に係る自己負担額	390円						
自己負担額合計 (30日換算)	1,275円 38,244円	1,389円 41,664円	1,471円 44,136円	1,547円 46,404円	1,624円 48,708円	1,699円 50,976円	1,773円 53,178円

減免3段階の方

要介護度	支援1	支援2	1	2	3	4	5
サービス利用料金	5,148円	6,288円	7,112円	7,868円	8,636円	9,392円	10,126円
うち、介護保険から 給付される額	4,633円	5,659円	6,401円	7,081円	7,772円	8,453円	9,113円
サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	515円	629円	711円	787円	864円	939円	1,013円
居室に係る自己負担額	370円						
食事に係る自己負担額	650円						
自己負担額合計 (30日換算)	1,535円 46,044円	1,649円 49,464円	1,731円 51,936円	1,807円 54,204円	1,884円 56,508円	1,959円 58,776円	2,033円 60,978円

減免なし（4段階の方）

要介護度	1	2	1	2	3	4	5
サービス利用料金	5,148円	6,288円	7,112円	7,868円	8,636円	9,392円	10,126円
うち、介護保険から 給付される額	4,633円	5,659円	6,401円	7,081円	7,772円	8,453円	9,113円
サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	515円	629円	711円	787円	864円	939円	1,013円
サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,030円	1,258円	1,422円	1,574円	1,727円	1,878円	2,025円
居室に係る自己負担額	840円						
食事に係る自己負担額	1,380円						
自己負担額合計 (1割負担) (30日換算)	2,735円 82,044円	2,849円 85,464円	2,931円 87,936円	3,007円 90,204円	3,084円 92,508円	3,159円 94,776円	3,233円 96,978円
自己負担額合計 (2割負担) (30日換算)	3,250円 97,488円	3,478円 104,328円	3,642円 109,272円	3,794円 113,808円	3,947円 118,416円	4,098円 122,952円	4,245円 127,356円

☆サービス利用にかかる自己負担額には、要支援1・2の方はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(20円/1日)、要介護1～5の方は夜勤職員配置加算(Ⅰ)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(計35円/1日)また、平成30年3月31日までの時限措置として、介護職員処遇改善加算(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に、サービス別加算率8.3%を乗じた単位数×10.66)が加算料金となり、自己負担額は、介護保険負担割合証に応じ、その1割又は2割となります。

☆上記以外で対象の方に、送迎加算(208円/1日)、療養食加算(26円/1日)を算定させていただきます。

☆利用者の状態や家族等の事情により居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として緊急短期入所受入加算(102円/1日)を算定させていただきます。

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いになる場合がございます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様とします。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆居室・食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載の負担限度額とします。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合は、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆契約者が自己負担分の減額・減免認定を受けておられる場合は、上記の金額及び加算等の金額から減額・減免された金額になります。